



雨竜町

子どもの読書活動推進計画



平成 29 年 4 月

雨竜町教育委員会

— 目 次 —

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 雨竜町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 計画の期間及び推進状況の把握・・・・・・・・・・ 2
- 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 対象となる各期の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 子どもの読書活動推進のための取組・・・・・・・・ 4
- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 6

はじめに

近年、子どもたちの生活にインターネットや携帯ゲーム機が定着し、ライフスタイルが変化しつつある中、幼児期からの読書習慣の未形成などを背景とした読書離れの子が増加傾向にあり、憂慮すべき事態となっています。

読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（※平成13年12月 子どもの読書活動推進に関する法律より）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

本町では、子どもたちが自主的・積極的に読書活動に親しみ、表現力・創造力を豊かにし、日常生活における読書習慣の定着を目指すとともに、それぞれの子どもの発達段階や個性に応じて、興味や関心が高まる環境づくりを進めていきます。

雨竜町の現状

雨竜町図書室の実績等

蔵書冊数 約 19,000冊

貸出実績 約 2,600冊（平成27年度）
（うち児童書 約 1,100冊）



基本的な考え方

雨竜町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。

計画の期間及び推進状況の把握

本計画は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間とします。

なお、本計画の推進状況については、雨竜町社会教育委員の会議で報告を行い、その意見等を踏まえて計画の効果的な推進に努めます。

計画の対象

本計画の対象は、おおむね 0 歳から 18 歳までとします。

対象となる各期の特徴

(1) 乳幼児期（0 歳～6 歳）

乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上でも、保護者等の周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことが出来るようになります。

(2) 小学生期（6歳～12歳）

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくるのが大切です。その後、子どもは自分の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると、読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション・推理小説・スポーツ・科学など）に目を向けるようになります。また、学級担任など教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

(3) 中学生期（12歳～15歳）

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することなどにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

(4) 高校生期（15歳～18歳）

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。



【引用元：北海道子どもの読書活動推進計画】

子どもの読書活動推進のための取組

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

そのため、家庭では、絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書館に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけをつくるのが大切です。

また、毎日、決まった時間に家族全員で読書をするなどして、子どもの読書習慣の形成を図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるよう、保護者による働きかけが望まれます。

【具体的な取組】

- 子どもの読書の習慣化に向けた取組（家読）の推進
- ノーゲームデー・ノーテレビデーの設定
- 生活リズムチェックシートの活用

※家読（うちどく） 家庭での読書を通じて、家族のコミュニケーションを図ること。

※生活リズムチェックシート...子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。

(2) 地域における読書活動の推進

乳幼児期から読書に親しむ習慣を身に付けるためには、ブックスタート事業など、効果的な事業を実施することが望まれます。また、子育てに関する学習や相談の場となっている「うりゅうキッズクラブ」や「PTA研修会」等において、子どもの読書活動の重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発する必要があります。

また、町図書室には、子どもが乳幼児期から親子で多くの本に親しんだり、友達とのコミュニケーションを深めたりできる場となることが求められています。

そのため、ブックスタート事業の充実や、図書室等における読書の楽しさを味わうことのできる活動内容の工夫が望まれます。

【具体的な取組】

- ブックスタート事業の充実
- 子育てサークル活動の充実や研修会の工夫
- 町図書室における新刊の充実と周知方法の工夫

※ブックスタート事業...乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さ・楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業。

(3) 町民や子育てサークル等への読書活動の推進

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

そのため、学校等においては、子どもの発達の段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

とりわけ、保育園における絵本や物語の読み聞かせ、小学校・中学校・養護学校における各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の学習を通して、子どもの望ましい読書習慣の形成を図ることや学校図書館の利用の促進が望まれます。

【具体的な取組】

- 読み聞かせなどによる本に親しむ活動の充実
- 「朝読書」の一斉読書の積極的な推進
- 学校の教育活動全体を通じての多様な読書指導の展開

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子供の健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、および実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。